

ポリオワクチンの接種歴に応じた接種回数など

ポリオワクチン接種済回数	不活化ポリオワクチンの今後の接種回数	不活化ポリオワクチンの接種間隔	対象年齢
ポリオワクチンを全く受けていない方	4回	初回接種を20日以上の間隔を置いて3回接種、追加接種を初回3回目接種終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種、計4回接種	生後3か月から7歳6か月までの間にある方
生ポリオワクチンを1回接種した方	3回	生ポリオワクチン1回接種終了後、27日以上あけて初回接種2回目を接種、20日以上の間隔を置いて3回目を接種、追加接種を初回3回目接種終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種、計3回接種	生後3か月から7歳6か月までの間にある方
生ポリオワクチンを2回接種した方	不活化ポリオワクチンを接種する必要はありません		
不活化ポリオワクチンを1回接種した方	3回	1回接種終了後、20日以上の間隔を置いて初回接種2回目、3回目を接種、追加接種を初回3回目接種終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種、計3回接種	生後3か月から7歳6か月までの間にある方
不活化ポリオワクチンを2回接種した方	2回	2回接種終了後、20日以上の間隔を置いて初回接種3回目を接種、追加接種を初回3回目接種終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種、計2回接種	生後3か月から7歳6か月までの間にある方
不活化ポリオワクチンを3回接種した方	1回	追加接種を初回3回目接種終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種	生後3か月から7歳6か月までの間にある方

使用するワクチンは、単独の不活化ポリオワクチンです。9月1日時点では、薬事承認手続の関係で追加接種はできませんが、承認され次第接種が可能となります。

9月1日から ポリオの定期予防 接種は市内指定 医療機関の個別 接種で実施します

国は、ポリオの定期予防接種ワクチンについて、単独の不活化ポリオワクチンが本年4月27日に薬事承認されたことを受け、9月1日から一斉に、生ポリオワクチンを不活化ポリオワクチンに切り替えました。切り替え後の定期接種は、

接種方法が皮下接種（皮下に注射）に変わります。また、接種回数も生ポリオワクチンの2回接種から、不活化ポリオワクチンでは、初回接種が20日以上の間隔を置いて3回、追加接種が初回接種終了後6か月以上の間隔を置いて1回の計4回接種に変わります。これにより、9月1日以降は、定期予防接種における生ポリオワクチンの集団接種は中止し、不活化ポリオワクチンの個別接種を年間を通じて実施します。対象の方には、接種に必要な予診票、指定医療機関一覧表、接種方法変更のお知らせ

などを個別に通知しましたので、指定医療機関で接種を受けてください。なお、今回の対象者の抽出において、市の予防接種台帳には不活化ポリオワクチンを任意接種で受けられた方の接種歴がありません。今後、接種歴に応じた対応を行うために、定期接種の対象者ですでに任意接種を受けられた方は、接種歴をお知らせください。実施場所 市内指定医療機関 接種費用 無料 問合せ 健康課母子・予防係（直通558・111）

スポーツ祭東京2013

防災行政無線などを使った全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します



予測震度5弱以上の地震や武力攻撃などの災害時に、国から全国瞬時警報システム（J-ALERT）を利用して送られてくる緊急情報を、防災行政無線を使って確実に皆さんに伝えるため、緊急情報伝達の試験を行います。

また、携帯電話への緊急速報メール（エリアメール）の試験配信もあわせて行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。防災行政無線による試験放送日時：9月12日（水）午前10時ごろと午前10時30分ごろの2回
放送内容：「これは、試験放送です（3回繰り返し）」。こちらは、ぼつさいあきる野です。（防災行政無線チャイム）
当日の午前9時50分に試験実施の予告放送を行います。
緊急速報メール（エリアメール）の試験配信日時：9月12日（水）午前10時ごろ

9月15日(土)から21日(金)は「老人週間」です



～9月15日は老人の日～

毎年9月の第3月曜日となる「敬老の日」とは別に、老人福祉法で9月15日が「老人の日」と定められ、この日から21日までの1週間が「老人週間」とされています。
老人週間における市の事業
町内会・自治会敬老行事
各町内会・自治会

配信内容：緊急情報伝達試験を示すメッセージが端末画面に表示されます。その他
*携帯電話3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル）の携帯端末で受信が可能です（緊急速報メールの受信機能を備えた携帯電話があれば、受信登録手続きや通信料金は不要です）。*受信可能エリアが市内に限定されます。
電波状態によっては、市内でも受信できないことがあります。

配偶者からの暴力（DV）被害者に対する児童扶養手当の支給要件が一部改正されました

8月から、児童扶養手当の支給要件に、配偶者からの暴力（DV）で「裁判所からの保護命令」が出された場合が加わりました。支給要件に該当する方は手続きをしてください。
申請・問合せ 子育て支援課子育て支援係、五日市出張所（申請のみ）

市長コラム No.48

夏の日を惜しむかのように鳴くセミの声が一段と激しく聞こえてきます。目が眩むほど強い日差しが降り注ぐ残暑の厳しい日々が続いています。それでも、朝夕は涼しくなり、散歩の朝に栗のイガが笑みはじめているのがふと目に入り、秋がそここに來ていることを感じました。やがて、あきる野市名物の秋の味覚が増えるのはうれしいものです。

9月は五穀豊穣を祝う神社の祭りが市内各地で行われます。五穀と言いますが今はアワやヒエは私たちの食生活で全く見られなくなりました。儀式や祭りの出し物には伝統的な習俗や文化遺産が伝承されています。祭りは大変な準備作業があり、地域の人たちのこの伝

は、多年にわたり社会に尽くされてきた高齢の方々に敬意を込め、長寿を祝う意味から各地域で敬老行事を行います。市では、その経費に対して一部を助成しています。最高齢者と100歳到達者訪問事業：市内の最高齢者（市内最高齢者、在宅の男性最高齢者、在宅の女性最高齢者の合計3人）に、市長が家庭などを訪問して長寿のお祝いをします。また、今年度中（4月1日から平成25年3月31日まで）に100歳に達する21人（8月1日現在）の方に対して、職員が各家庭などを訪問して100歳のお祝いをします。

年間を通じて市が実施している事業 高齢の方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、年間を通して市が実施している事業
高齢者おむつ等給付事業：3か月以上おむつなどを使用している要支援1から要介護5の高齢者に

対して、月額5000円を限度としておむつを給付します。
高齢者配食サービス事業：在宅で食事の調理が困難な高齢者に対して、栄養のバランスのとれた昼食を1食500円で提供します。
成年後見制度推進事業：高齢者や障がい者などに対して、成年後見制度の利用相談や判断能力の十分なる方の権利擁護相談などの支援を行うための窓口を開設しています。
問合せ 高齢者支援課高齢者支援係

あきる野市長
白井 孝